

動物愛護管理法の改正に伴うマイクロチップ装着の一部義務化について

1 要旨・目的

動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動物愛護管理法」という。）の改正により、令和4年6月1日から、ペットショップ等の販売業者が販売する犬猫に対するマイクロチップ装着及び登録が義務化される。

2 現状・背景

広島県動物愛護管理推進計画において、動物の遺棄等への対策の一環として、また、適正飼養の推進を図るための活動指標として、マイクロチップ装着率を設定している。

活動指標	現状値（※）	目標値
マイクロチップ装着率	犬 R1年度:11.8% 猫 R1年度: 2.2%	犬 R12年度:85% (R1年度から+73.2%) 猫 R12年度:50% (R1年度から+47.8%)

※ 計画策定時の現状値。R2年度は犬：16.3%，猫：3.1%

3 概要

(1) 対象者

主体		マイクロチップ装着	飼い主等情報の登録
り扱 う者	第一種 (犬猫販売業者)	ペットショップ	○(義務)
		ブリーダー	○(義務)
	第二種 (非営利)	愛護団体等	△(努力義務)
一般飼い主 県内推定飼育頭数：犬 20万頭, 猫 21万頭		△(努力義務)	○(義務※)

※令和4年6月1日以前から飼育している犬猫は努力義務

(2) 今後の対応

販売業者におけるマイクロチップ装着等義務化を徹底するとともに、適正飼養の推進を図るため、努力義務となっている一般飼い主に対してもマイクロチップ装着の普及に取り組む。

- ア 犬猫販売業者（ペットショップ等）に対する、動物愛護センターによる遵守状況の確認及び指導
- イ 愛護団体等に対する、譲渡対象の犬猫におけるマイクロチップ装着の要請と、普及啓発への協力依頼
- ウ 県獣医師会等関係団体への普及啓発の協力要請
- エ 普及啓発用資材の作成
動画（YouTube）を作成し、県ホームページ等に掲載

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/apc/>

4 参考

【マイクロチップとは】

直径 2mm、長さ約 8~12mm の円筒形の電子標識器具で、内部は IC、コンデンサ、電極コイルからなり、外側は生体適合ガラスで覆われている。それぞれのチップには、世界で唯一の 15 桁の数字(番号)が記録されており、この番号を専用のリーダー(読取器)で読み取ることができる。動物の安全で確実な個体識別(身元証明)の方法として、世界中で広く使われている。

犬や猫を
家族に迎えたら
マイクロチップ情報の
登録をしましょう

令和 4 年 6 月 1 日に「改正動物愛護管理法」が施行され、販売される犬や猫へのマイクロチップの装着・登録が義務付けられます。登録された犬や猫を家族に迎え入れた飼い主は「変更登録」をする必要があります。また、譲り受けた犬や猫にもできる限りマイクロチップを装着し、「登録」を忘れずに行ってください。

**購入した犬や猫の
マイクロチップ情報の登録が
義務になります**

マイクロチップとは

直径 1.2mm × 長さ約 8mm程度の円筒形で、世界で唯一の 15桁の数字が記録された電子標識器具です。この番号を使用して、所有者の情報を登録することで、ペットが迷子になったり盗まれたりした際に、見つかりましたら、身元を確認することができます。

犬と猫のマイクロチップ情報登録
環境大臣指定登録機関
公益社団法人日本獣医師会

登録は「犬と猫のマイクロチップ情報登録」のサイトへ

TEL: 03-6384-5320 Eメール: infomc@nichiju.or.jp

環境省
Ministry of the Environment

いのちみつめる。いのち育む。
公益社団法人 日本獣医師会